

2021年
〈通巻86号〉

夏

特定非営利活動法人(NPO) 千葉県介護支援専門員協議会会紙

ちばケアマネ通信

発行人 林 房吉
発行所 特定非営利活動法人
千葉県介護支援専門員協議会
〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-3
千葉県社会福祉センター 3階
TEL 043-204-3631
FAX 043-204-3632

2021年7月発行

URL <https://www.chiba-cmc.com/>

令和3（2021）年度に実施した第1回通常総会をご報告します!!

- *開催日時 令和3年6月20日（日） 9:30~11:20
- *開催場所 Webによる開催
- *正会員総数 627名（令和3年6月20日現在）
- *出席者数 397名（内、委任状出席369名）
- *議事の経過の概要及び議決の結果

※質問・回答文については、紙面の都合上一部要約・編集しております。

- (1) 第1号議案「令和2（2020）年度事業報告」及び第2号議案「令和2（2020）年度決算・監査報告」について執行部より資料を基に説明があり、審議された。

○事前質問（第2号議案について）

その他収入、持続化給付金等の申請に伴い、支出（委託料等）はありましたか。

☞執行部からの回答

今回の「持続化給付金」「雇用調整助成金」「家賃補助支援給付金」への申請・手続きは全て事務局で行いましたので委託料等は発生しておりません。申請による郵送費等はかかっていますが、管理費の中の「通信費」に計上しております。

○事前質問（第2号議案について）

会費の納入者（会員及び法人）の氏名を掲載（市町村別に）すべきと思います。収入の増強につながるとは思うのですがいかがでしょうか。

☞執行部からの回答

会費納付者への対応についてですが、納付率を向上させるための大変ありがたいご意見だと思います。まず現状として、未納が続いた方には会員サービスを止める対応をしております。しかしながら、未納の理由として「納付忘れ」の方も多く、サービスの停止にはタイムラグがありますことから、一時的に会員資格を有しながら「未納者」が出てしまっていることは事実です。ご提案いただきましたことについては、まず個人情報の保護等の絡みもございますが、検討してまいりたいと思います。加えて当会としては、「入会を継続したい」と望まれるサービスを提供できるよう今後も取り組んでいきたいと思っています。

☞その他質疑が無く、採決を図ったところ満場一致により第1号議案「令和2（2020）年度事業報告」及び第2号議案「令和2（2020）年度決算・監査報告」について承認された。

- (2) 第3号議案「令和3（2021）年度事業計画（案）」及び第4号議案「令和3（2021）年度予算（案）」について執行部より資料を基に説明があり、審議された。

☞質疑が無く、採決を図ったところ満場一致により第3号議案「令和3（2021）年度事業計画（案）」及び第4号議案「令和3（2021）年度予算（案）」について承認された。

- (3) 第5号議案「役員の改選について（案）」について執行部より資料を基に説明があり、審議された。

○事前質問

令和3年の事業計画（案）「1基本方針」の最後に「社団法人化も含めた組織強化」と示されているが具体的にどのようなスケジュールで進めるのか。

☞執行部からの回答

かねてより「NPO法人」からの社団法人化の必要性を会員に対しても繰り返しお伝えしてきました。具体的なスケジュールをもっと早くお示しする予定でありましたが、今回の感染症拡大の影響もあり、これらの活動も思うように進みませんでした。本日現在において、具体的に「〇年〇月」ということをこの場でお示しできないのは大変申し訳ありませんが、令和3年度末か、令和4年度中には、「社団法人化」を実現しなければ今後の会の活動に影響が出てしまうと危惧しています。現在、担当理事を置き作業を進めておりますことから、スケジュール等、明確になり次第、皆様にお示したいと考えております。

○質問

役員構成等、例年同様の所属団体から推薦された方々で構成され

ているように見え、あまり変わりがないように感じる。組織強化を考える上で、今後もこのような選出方法でいくのか、もう少し推薦枠の幅を広げ選出していくのか、をお聞きたい。

☞執行部からの回答

当会は、職能団体及び各圏域から推薦された方を中心とし活動がスタートしました。これに県の介護支援専門員指導者を加え、本日に至っております。近年では、各地域の協議会も組織化され、当会自体の活動も広域になっております。このことからご指摘の通り、今後は地域の方々も含めた役員構成を検討せざるを得ないと感じております。このため、次の役員構成には地域の方々への活動に積極的に参加できるような構成にしていくことを考えておりましたが、ご意見をふまえ、推薦枠等についてなるべく早い段階で検討を進め必要な見直しを図っていきたくと考えます。

☞その他質疑が無く、採決を図ったところ満場一致により第5号議案「役員の改選について（案）」が承認された。

皆様のご協力のもと、全ての議案が可決・成立しました。
会員の皆様に心から感謝申し上げます

総会終了後、第1回理事会が開催され、以下の役員体制となりました。
よろしくお願いいたします。

任期：令和3年6月20日～令和5年通常総会終結まで

役員	氏名	所属団体等
理事長	林 房吉	千葉県社会福祉士会
副理事長	井上 創	千葉県作業療法士会
	萩原 直美	千葉県介護支援専門員指導者
	渡辺 哲也	千葉県社会福祉士会
理事	和田 浩明	千葉県医師会
	荒木 誠	千葉県歯科医師会
	眞鍋 知史	千葉県薬剤師会
	大上 道子	千葉県看護協会
	小坂 重樹	千葉県看護協会
	酒井 朋子	千葉県看護協会
	五十嵐伸光	千葉県社会福祉士会
	藤川 孝彦	千葉県理学療法士会
	曾我 敦子	千葉県介護福祉士会
	箱田 純子	千葉県介護福祉士会
	尾崎 直子	千葉県介護支援専門員指導者
	後藤 佳苗	千葉県介護支援専門員指導者
	木下 知子	千葉県介護支援専門員指導者
	米内 聖子	千葉県介護支援専門員指導者
	杉田 勝	千葉県介護支援専門員指導者
監事	前島 敦子	千葉県介護支援専門員指導者
	山木 まさ	千葉県看護協会
	野口 渉子	千葉県介護福祉士会

退任された方 お疲れ様でした!!

役員	氏名	所属団体等
理事	渡辺 良明	千葉県理学療法士会
	佐久間絵美	千葉県介護福祉士会

新任のご紹介

藤川 孝彦 理事

千葉県理学療法士会推薦により理事に着任しました。コロナ禍での生活は、私たちに新しい生活様式、社会のあり方や価値観を再考するべく大きな転機となりました。利用者様や関係者との対面も難しい中、コミュニケーションの希薄化等も課題の一つとなっています。しかしこのような社会情勢であるからこそ、本協議会が会員の皆様が「お互いのこころのつながり・距離感を密にできる」ことを実感できる組織になれるよう貢献したいと考えております。

曾我 敦子 理事

千葉県介護福祉士会からの推薦をいただき、本年度より理事に就任致しました曾我と申します。日頃は印西市において施設ケアマネとして勤務しております。昨年度に引き続き、コロナ禍の中、新しい生活様式への移行や、仕事内容も感染予防対応に一層重点をおいたものとなっております。そのような中での日々の現場の声を協議会等へ届け、会員の皆様の活動が実になることを願い、理事として微力ですが活動してまいります。よろしくお願いいたします。

今さら聞けないシリーズ

～お金にまつわるあれこれ～第2回（全4回）生活保護について

広報委員 福井 みさ江

<はじめに>

「いまさら聞けない」シリーズの2回目は生活保護についてです。
コロナ禍で生活困窮者が増え続ける中、厚生労働省が昨年末に生活保護の積極的な利用を促す異例の呼びかけを始めました。しかし、受給に対する後ろめたさやバッシングへの恐れなどから申請をためらう人も少なくないようです。介護現場でも貧困による悲惨な事件が起きていることから、介護支援専門員も最後の「セーフティネット」である生活保護法について理解を深め、法的資源として活用できる支援が求められています。

<生活保護法とは>

日本国憲法第25条の「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という考え方に基づいて、国が生活に困っている世帯に対して、その困窮の状況に応じて必要な給付を行い、その最低限度の生活を保障し、その世帯が自分たちで生活ができるように手助けすることを目的としています。

<保護の種類>

収入や生活状況により受けられる扶助の種類と扶助額が決定されます。

種 類	内 容
生活扶助	衣食・光熱水費・その他の日常生活費・臨時的経費（引っ越しの費用、小中学校の入学の準備など）・この他にも諸々の加算があります。
住宅扶助	家賃や地代・臨時的経費（転居のための敷金、更新料、受託の修理費など）
教育扶助	義務教育に必要な給食費や学用品代・臨時的経費（通学に必要な費用やクラブ活動費など）
介護扶助	介護サービスを利用するために必要な費用
医療扶助	医療機関などにかかるために必要な費用・臨時的経費（眼鏡・コルセットなどの費用、通院交通費など）
出産扶助	出産の費用
生業扶助	技能を身につけたり、仕事に就くための費用。高等学校就学に必要な費用（クラブ活動費含む）
葬祭扶助	葬儀の費用

<生活保護制度の原則>

生活保護制度は、世帯員全員が、その利用しうる資産、能力そのあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。

(1)能力の活用について

働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をすること。

(2)資産の活用について

世帯の資産（土地・家屋・自動車・貴金属・預貯金・生命保険など）で保有が認められないと判断された時は売却などの処分をして生活費にあてる。

(3)扶養義務について

親・子・兄弟姉妹などから、仕送りや養育費などの援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して活用する。

(4)他法・多施策の活用について

年金や各種手当など、生活保護以外の制度で利用できるものがある場合は、手続きを行う。

<保護の申請（手続き）>

（原則として申請から14日以内に決定 特別の場合は30日以内）

相 談	福祉事務所に行って相談（病気などにより本人や家族が行けない時は電話による相談も可能）
-----	--



保護の申請	本人「生活保護申請書」を提出。本人が申請できない時は親族による申請可能。
-------	--------------------------------------



書類の申請	同意書・収入申告書・資産状況等申告書・年金関係調書・扶養義務者の状況調べ・家賃地代証明書など
-------	--



調査・審査	地区担当員（ケースワーカー）が自宅に訪問して現在の生活状況や過去の生活歴などを聴取。銀行や生命保険会社や扶養親族などの調査。
-------	--



決 定	「保護決定通知書」が送られてくる。扶助の種類と扶助額が記載されてくる。
-----	-------------------------------------

<保護の仕組み>

国が定めた最低生活費と世帯のすべての収入（給料・手当・賞与・仕送り・年金・保金など）を比べて収入が最低生活費より少ない時にその不足分を援助します。

(事例)

Aさん 69歳 千葉市内在住 独居 アパート住まい アルコール性肝炎と糖尿病で入院していたが、病状が改善し退院となる。弟が一人暮らしは無理と判断し、入院中に本人が住んでいたアパートを引き払って、入所先を見つけてきたが、本人は「自由に暮らしたい」と入所を拒否し新たにアパートを借りて一人暮らしを再開した。退院後包括的な在宅支援が必要と思われ、本人の同意を得て、看護小規模多機能型居宅介護サービスと訪問診療が開始となった。しかし、退院直後から飲酒し、血糖値の乱高下が著しくインスリン療法が開始される。また、両下肢の深部静脈血栓症により歩行困難となり、買い物にも行けなくなる。年金生活で預金も底をつき、すぐに生活困窮状態となる。本人よりカードローンを利用したと聞き、このままでは介護も医療も受けられなくなるため生活保護の申請を行った。

Aさんの最低生活費（基準額は地域により異なる。千葉市は1級地-2）

生活扶助基準（第1類＝食費や被服費等個人にかかる生活費）
32,470円/月
生活扶助基準（第2類＝水道光熱費等にかかる費用）
43,280円/月

生活扶助	住宅扶助	介護扶助		医療扶助	
本人の収入(年金)でまかなう。		※1	生活保護	※2	生活保護

住宅扶助 Aさんのアパート代47,000円
(千葉市：単身世帯上限41,000円/月) (合計) 122,750円/月

Aさんの決定通知内容

- ※1 本人支払額（上限15,000円）
- ※2 本人支払額（介護保険自己負担が15,000円に至らなかった時その差額分が医療保険の自己負担額となる）

Aさんは年金が120,000円/月で、生活扶助と住宅扶助は受けられません。介護扶助と医療扶助を受けることができます。ただし、年金収入がありますので全額扶助とはならず上限15,000円の自己負担があります。医療扶助は介護保険優先の原則で、介護保険自己負担額が15,000円に至らなかったとき、その差額分が医療保険の自己負担額となります。

尚、Aさんは、カードローンで100,000円の借金がありましたが、生活保護の申請前の借金であったため、生活保護の申請をすることができました。

<介護サービスを利用する時>

- 1号被保険者の場合：介護保険の被保険者なので1割自己負担分が介護扶助の対象となります。ただし、収入のある方は上限15,000円自己負担があります。介護保険料については生活保護費で補填されます。
- 2号被保険者の場合：介護保険の被保険者になっていませんが、「みなし2号」として介護保険サービスを利用できます。みなし2号の場合は10割介護扶助で賄われます。
- 生活保護の方が介護保険サービスを利用する時は、介護支援専門員は「ケアプラン」「サービス利用票」「サービス利用票別票」「介護保険被保険者証の写し」を福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）に提出します。福祉事務所より、ケアプランに位置づけられている介護サービス事業者（生活保護法で指定されている介護サービス事業者）に「介護券」が交付されます。サービス事業者は介護券の公費番号で介護費請求を行います。

<医療機関を受診する時>

- 本人が前もって福祉事務所に行って「診療依頼書」を交付してもらい、福祉事務所で指示された医療機関（生活保護法で指定されている医療機関）を受診します。
- 福祉事務所は、医療機関に「医療要否意見書」の記載を依頼します。医療が必要と判断された場合は「医療券」を医療機関に交付します。医療券は毎月交付され、有効期間は当該月末となっています。医療保険による訪問看護を利用する場合も主治医の「訪問看護要否意見書」に基づいて「医療券」が訪問看護ステーションに交付されます。

<おわりに>

持ち家や車があったり、借金があると生活保護は受けられないと思っている方もいるかと思います。保有する資産の活用を優先することを前提としている制度ですが、持ち家があっても資産価値が低い場合は売却処分しなくても生活保護を受けることはできます。車も生活上必要不可欠と判断された場合には認められます。また、借金があっても受けることができます（ただし、生活保護費を借金の返済にあてることはできません）。借金については相談機関として「法テラス」（日本司法相談センター）があります。生活困窮状態に陥っていると思われる時は、ためらわず福祉事務所に相談してみましょう。

サポート委員会からのお知らせ

1. 近日発送!「ケアマネスマートダイアリー 2022」

当協議会が監修する「ケアマネスマートダイアリー 2022」を会員の皆様に無償配布し、8月末からお手元にお届けする予定です。

ケアマネジャーが日々の予定を管理し、持ち歩く手帳のため、薄くて軽く、かつ、メモ欄を十分にたくさん書き込みができるレイアウトで、訪問先でのスケジュール調整、メモ書きなど、利便性を追求しました。

資料については、手帳本体には、訪問先で使う可能性の高い単位数などの資料を厳選して掲載し、専用WEBサイトに、ダウンロード可能な資料を多数収録しています。

(令和3年度報酬改定後の単位数についても、4月～WEBで確認ができます。ウェブ専用ページをチェックください!)



2. ホームページのブラッシュアップ!「お役立ちリンク集」

当協議会ホームページに、「お役立ちリンク集」のページを新設しました。トップページのスライダー(一番上の動く画像)から確認できます。

法改正、報酬改定に関連する情報、千葉県内の行政情報などをまとめて掲載したページです。日ごろの業務に是非お役立てください。

3. 会員限定!「Zoom活用研修」のお誘い

日常業務や法定研修において、Zoomを活用する場面が今後も増えていくことが予想されます。

当協議会主催、会員限定のZoom活用研修をご活用下さい。

今年度は、昨年度実施したものと同様の内容となる「B参加実践編」に加え、他者とかかわらないで確認だけができる「A参加初級編」と、WEB事務局(主催者)を担当する際に知っておきたい知識をまとめた「C応用編」も計画中です。

表 Zoom 活用研修の構成イメージ

	ねらい・内容	開催時期※
A 参加初級編	入退室の仕方、名前の変更、ツールバーの理解などを Zoom ウェビナーにて解説します。講義のみなので、超初心者でも気軽に参加可能です	8月28日(土)、30日(月) (同一内容) 各20分程度
B 参加実践編	会議参加、研修受講に必要な基本的な操作について、Zoom ミーティングを使い体験しながら学びます	9月10日(金)～11月20日(土)の間の6日間 (同一内容) 各60分程度
C 応用編 (主催者、事務局編)	Zoom 会議を主催する場合の操作、運営方法について、Zoom ミーティングを使い体験しながら学びます	計画中 (10月広報でお知らせ予定)

※詳細な日時や申込方法等は、同封のチラシをご確認ください

コロナ禍でのエピソード

昨年より新型コロナウイルス感染症による影響で、私たちケアマネジャーの業務内容なども大きな変化があり、少しでも会員の皆様へ情報を伝えるべく、83号より「コロナ禍での業務」として各事業所ごとの対応等について、86号まで掲載をしていました。

87号からは、会員の皆様から「コロナ禍だから見えた! 出会えた! こと」について投稿していただくコーナーを設けてみました。

今回は、広報委員の知り合いにお声掛けをし、投稿していただきました。

今後は、投稿方法について整備をし、会員の皆様から様々なテーマに沿った投稿を募集し掲載していきたいと考えております。

今年の5月、久しぶりに地域ケア会議が開催され在宅介護支援センターの立場で参加しました。まん延防止措置が出ている地域です。介護支援専門員としての直接的な内容ではありませんが、少し報告したいと思います。

会議の構成メンバーから出た「地域の実情」として、「助け合いの会」を組織したがここ1年くらい会合ができず自然消滅しそうな状態であることや、一人暮らし高齢者に安否確認で電話をすると「大丈夫です」との返事だが、実際に訪問してみると不安を沢山抱えており話が止まらないこと、地区社協のミニデイサービスもまん延防止期間中は中止となっ

ており、利用者の状況が把握しづらくなっていること、コロナワクチンの接種券が届いてもそれが何かを認知できず、通知がそのまま放置されていること、などが出されました。

これらの報告を聞いて、比較のお元気な高齢者も、想像以上に自粛生活から来る影響を受けているのではないかと痛感しました。何しろ「人との接触を避ける」ことが求められていますからそうなることも必然なのかもしれませんが、このような状況下でのニーズ把握や関わりの持ち方を、知恵を出して考えていく必要があるように思います。

S・Y



年齢であきらめてはいけない・・・

85歳で出会った利用者さんが、今年で94歳に。一人暮らしを続けるために、ヘルパーを利用して掃除や食事の支援と、色々やりたいことがあるとのことで、体力や筋力を維持したいとデイサービスを定期的に利用していました。状態を維持できていると思い、サービス変更なく昨年を迎えた頃、コロナウイルスが蔓延し緊急事態宣言が発令され、色々疾患を抱えているため、外に出ることは控えたいとデイサービスをしばらくお休みすることに。

ヘルパーも回数を減らしましたが、買い物は通販なども活用できるよ



Aさんは80代の独居の女性です。認知症が進行して一人暮らしは段々と難しくなってきました。さっき言ったことを覚えていません。お風呂に入りましょうと促しても「入らないよ。家に入っているよ」と不機嫌になってしまいます。役所からコロナワクチン接種の案内が届き、息子さんが受けるように勧めましたが「私はやらないよ」「やんなくても平気だよ」と拒否されてしまいました。本人が嫌だというものを無理やり連れていくわけにもいきません。ケアマネが息子さんから相談を受けました。通いのサービスを続けて利用していくにはできれば予防接種を受けてほしい。はて、どうするかと悩んでいたところ、なんと! Aさんの友人Bさんが「もうコロナのワクチンは打ったの? 私は2回済んだ

よ。心配していたけど、全然痛くなかったし、熱も出なかったよ。これでもう安心」と清々した表情でお話ししてくれたのです。話を聞いたAさん、真剣な表情で「やった方がいいんだね」と言ったのです。「そりゃそうだよ。私は肺の病気があるからコロナにかかったら死んじゃうから」とBさん。このタイミングを逃したら先がありません。すかさず、側に行き「じゃあ急いで予約取っておきますね」と話すと「お手数かけますね」と笑っていました。誰だって注射と聞くと不安になるのは当たり前。お友達が体験を話してくれたことで不安が取り除けたようです。

M・F

研修委員会からのお知らせ

令和3年度総会後の記念研修会（第96回研修会）を、令和3年6月20日（日）13:30～17:00にオンラインで開催しました。

講師は、岸川映子先生（広島県介護支援専門員協会理事）です。岸川先生は、薬剤師の資格を有する現役の主任介護支援専門員として、広島市内で居宅介護支援事業所を運営していらっしゃいます。

当日は、日曜日の午後にもかかわらず、173名（うち、会員128名）の方にご参加いただきました。

当日は、講義だけではなく、投票機能、〇×クイズ、グループワークなど体験も盛りだくさん。あっという間の3時間でした。

「新しい薬の説明が勉強になった」、「薬剤師の力をチームに活かす重要性を再認識した」、「薬とケアプランは切っても切り離せないことを肝



に銘じます」、「先生の優しい語り口で、医療連携のハードルが下がった」などの参加者からの声からも、大変有意義な研修となったことが伝わりました。

受講のしやすさ、快適さ等がネット環境によって左右される、顔の見える関係が築きにくいなど、課題もあるオンライン方式の研修ですが、遠方の先生をお招きしやすくなったことは、大きなメリットです。

今後も当協議会では、全国各地にきつという素敵な先生の探索を続け、皆さまの学びに寄与できるよう努めてまいります。

また、次回（第97回）研修会は、**9月11日（土）午後**（オンライン方式）で予定しています。

防災月間にあわせ、当協議会災害対策委員会を中心に、自然災害等への備え、令和3年度介護報酬改定において義務づけられた「業務継続計画」（3年間の経過措置期間あり）に関することなど、ケアマネジャーの役割を中心とした研修です。

詳細は、同封のチラシをご確認ください。

なお、第98回研修会は、12月18日（土）午後（オンライン方式）を予定しています。

内容はケアマネジャーとは切っても切り離せない「エンドオブライフ・ケア」を予定しています。詳細が決まり次第、ホームページで広報します。こちらも楽しみにしてください！



千葉県では、令和7年（2025年）に向けて、さらには高齢者人口がピークとなるその先の令和22年（2040年）を見据え、高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする千葉県高齢者保健福祉計画を策定しました。

この計画は、老人福祉法の「老人福祉計画」と介護保険法の「介護保険事業支援計画」を一体的に策定した法定計画です。

前計画に引き続き、「高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、計画の推進に取り組んでまいります。

計画の基本的視点

◇本計画全体を貫く考え方、それぞれの施策や事業の実施にあたり常に持つべき視点を、以下のとおり基本的視点として位置付けました。

(1) 地域共生社会の実現

高齢者をはじめ、障害者、児童、生活困窮者など様々な人が地域の中で、相互に支え合う関係を構築することによって、誰もが役割を持ち、活躍できる地域づくりが求められています。

(2) 高齢者の尊厳の確立

高齢期の暮らしを、その人らしく最期まで尊厳を持って送ることができる社会を目指すことが重要です。

(3) 生涯現役社会の実現

総人口が減少し、高齢者人口が増加する中、年齢や性別に関わらず、個々人の意欲や能力に応じて、就業や社会活動を通じて社会の中で役割を担う生涯現役社会に向けた環境づくりを推進していく必要があります。

(4) 安心・安全・健やかな生活環境の整備

災害に強く、犯罪・交通事故等の被害に遭わない環境づくりや、

バリアフリー環境の整備を推進することで、安心して生活できる環境を目指します。

本計画の概要版もありますので、是非ご一読ください。

介護支援専門員の皆様と力を合わせ、高齢者が心地よく過ごせる地域づくりに努めてまいります。

詳細につきましては千葉県庁ホームページをご参照ください。

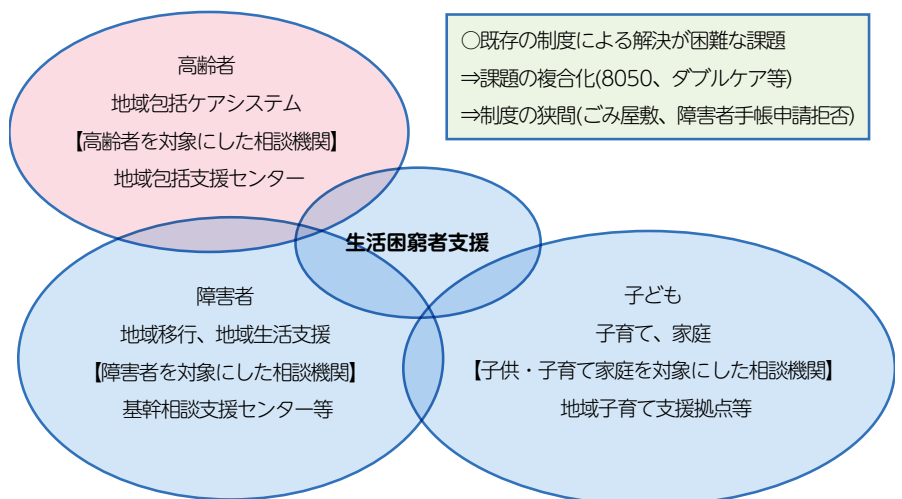
千葉県高齢者保健福祉計画

検索

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/keikaku/kenkoufukushi/koureisyaakeikaku.html>

【一部抜粋】

地域包括ケアと地域共生社会の関係について



出典：厚生労働省（一部加工）
発行：千葉県健康福祉部高齢者福祉課（043-223-2342）



年会費の納入はお済みですか？

今年度の年会費納入については6月30日期限でご案内しておりましたが、まだお済みでない方は早急に払込をお願いいたします。4月の会誌送付に同封した払込取扱票をお使いください。なお、紛失した方は事務局（043-204-3631）までご連絡をお願いいたします。皆様のご協力をお願い申し上げます。

編集後記

とある和菓子屋さんに、コロナの収束を願ってアマビエを商品化した練り菓子がある。先日久しぶりに買いに行ったら、商品の棚にハガキ大のメッセージカードが立てかけてあるのに気付いた。店主の手書きらしい。「このカードを飾っておくだけでは効果はありません。三密を避け、マスク着用、手洗いうがいをして予防しましょう。これらを心掛けることでご利益が得られます」 広報委員 山口 定之